

	質問内容	回答
1	長期安置について 年末から正月にかけご遺体を長期に預かる場合、入札金以外の追加金を請求できますか。ドライアイス等の過剰金は請求できますか。	入札金以外の請求はできません。ドライアイス等の保管に必要な経費も入札金に含まれるため請求できません。